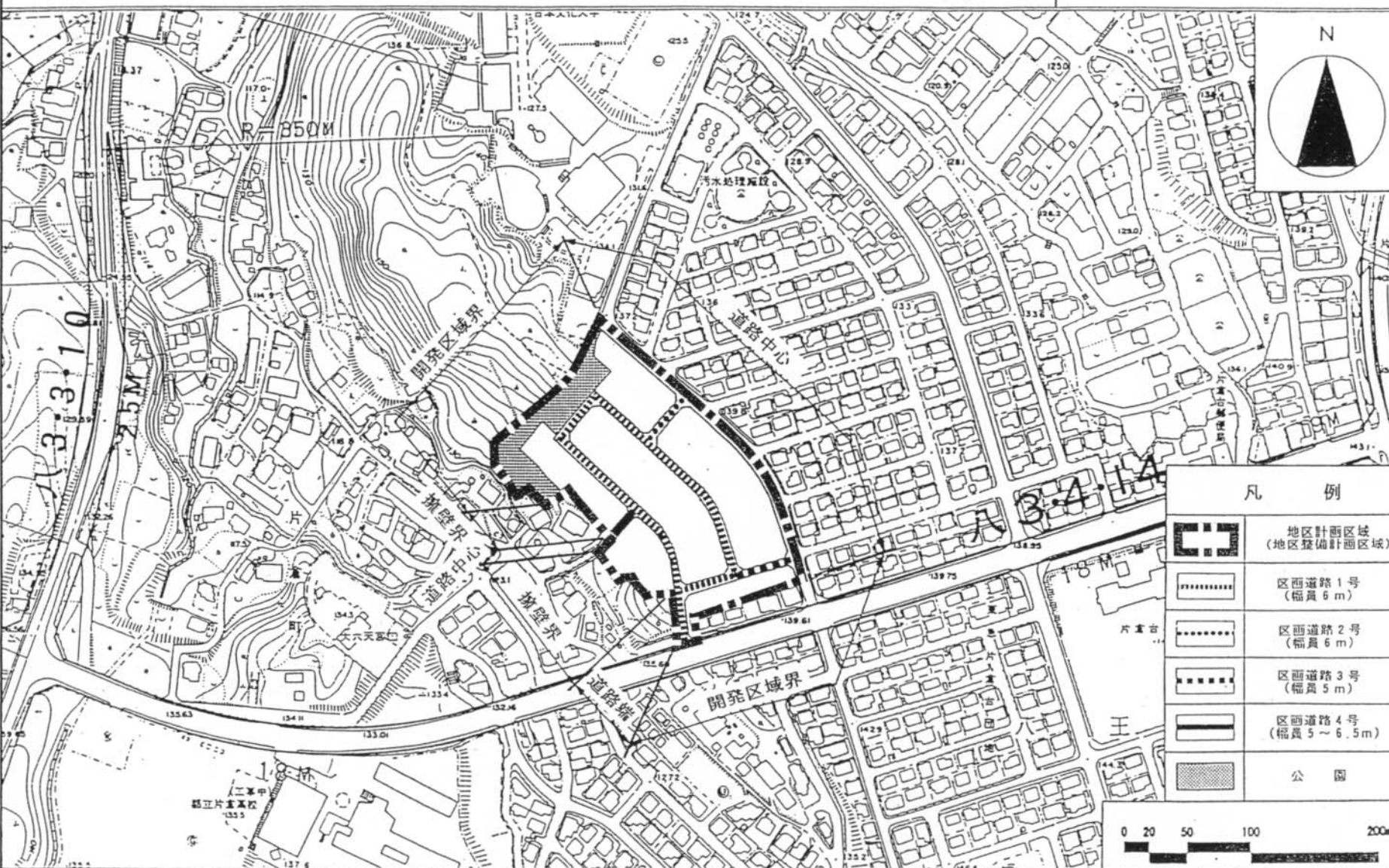


八王子都市計画地区計画 片倉台西地区地区計画

計画図

(八王子市決定)



凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	区画道路1号 (幅員6m)
	区画道路2号 (幅員6m)
	区画道路3号 (幅員5m)
	区画道路4号 (幅員5~6.5m)
	公園



八王子都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画片倉台西地区地区計画を次のように決定する。

名 称		片倉台西地区地区計画								
位 置		八王子市片倉町地内								
面 積		約 2.0ha								
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、開発行為により基盤整備が行われ、今後、戸建住宅の建設が予定されている地区である。そこで、無秩序な市街化を抑制するとともに、緑豊かなゆとりある住環境の形成と維持、保全を図ることを目標とする。								
	土地利用の方針	低層戸建住宅を主体とした土地利用を進め、良好な住環境の形成を図る。								
	地区施設の整備の方針	開発行為により整備された区画道路及び公園の機能の維持、保全を図る。								
	建築物等の整備の方針	良好な住環境の形成と維持、保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定め、建築行為等の規制、誘導を行う。 あわせて、緑のある街並み形成と防災面の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。								
地	位 置	八王子市片倉町地内								
	面 積	約 2.0ha								
区	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路1号	6m	約380m	新設	区画道路2号	6m	約30m	新設
			区画道路3号	5m	約30m	新設	区画道路4号	5m～6.5m	約40m	新設
	公 園	名 称		面 積				備 考		
		片倉車石北公園		約 1,790㎡				新設		
整備に関する事項	建築物等に	建築物等の用途の制限 ※	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅のうち3戸以上の長屋 2. 共同住宅、寄宿舍又は下宿							
		建築物の敷地面積の最低限度	160㎡							
	画	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.7m以上としなければならない。ただし、この距離に満たない位置にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 2. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの							
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、9mとする。ただし、地階を除く階数は2以下としなければならない。							
		垣又はさくの構造の制限	生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、フェンスの基礎となる高さ0.4m以下のコンクリートブロック、石積等又は門柱は、この限りでない。							

「区域及び地区施設の配置については、計画図表示のとおり」

※知事承認事項

理由：良好な住環境の形成と維持、保全を図るため地区計画を決定する。